

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

伊東市立宇佐美中学校

1 はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年9月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。静岡県では平成26年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、伊東市では、平成26年4月に「伊東市いじめ防止基本方針」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできました。その後、平成30年3月に県が「静岡県のいじめ防止等のための基本的な方針」を改定したことを受け、伊東市でも「伊東市いじめ防止基本方針」が改訂されました。令和に入り、いじめ重大事態が増加していく中で、令和6年8月には文部科学省により「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。

本校の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて地域ぐるみで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめました。

目 次

はじめに

第1 いじめの現状と基本理念

- 1 いじめの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・ 6
 - (3) 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3 いじめの防止等のための対策

- 1 基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～10
 - (2) いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・ 10～12

第4 重大事態への対処

- 1 重大事態のケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 重大事態についての調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 報道への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第1 いじめの現状と基本理念

1 いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和5年度の静岡県内の学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）におけるいじめの認知件数は25,921件で、令和4年度よりも2,607件余り増加しています。

また、全国的に、いじめ重大事態は増加傾向にあり、いじめに起因する問題が後を絶たないという状況です。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。

2 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

- ◆ 子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ◆ 子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ◆ 市、県、国、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

第2 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」という思いは、子ども、保護者、教職員、地域住民など、全ての人の願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされています。

なお、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが重要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめを受けた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめをした経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることがわかります。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子ども、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめを受けた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

(1) いじめの未然防止 ー健やかでたくましい心を育むー

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や学校などの様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人への理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていき

ます。この育ちにおいて、子ども一人一人が自分と他人を大切に思う気持ちを高め、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

そのためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分と他人を大切に思う気持ちを高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

【いじめの未然防止に向けた家庭・地域・学校の役割】

役 割	
家庭	子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。
地域	きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。
学校	子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭、地域、学校が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

①早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭、地域、学校が連携・協力して、子どもを見守り続

けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

【いじめの早期発見に向けた家庭・地域・学校の役割】

	役割
家庭	日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。
地域	いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。
学校	いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

②早期対応 —いじめを受けた子どもの立場に立って組織的に—

いじめが発見された場合には、いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、組織的な対応をすることが重要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要になります。

(3) 関係機関等との連携 —専門家とつながる—

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

第3 いじめの防止等のための対策

1 基本方針の策定 **【いじめ防止対策推進法 第13条】**

学校は、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定する。策定した基本方針については、実効性のある方針になるように努め、適宜見直しを行い、必要な措置を講じる。

2 組織の設置 **【いじめ防止対策推進法 第22条】**

(1) 組織の名称

- ・「いじめ防止対策委員会」

(2) 設置の目的

- ・いじめ事案が発生したと考えられる場合に、組織的に適切かつ迅速にこれに対処するため、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(3) 組織の構成員

- ・通常は、生徒指導委員会(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、不登校担当、SC、SSW)が、「いじめ防止対策委員会」を兼ね、未然防止等の対策も行う。
- ・令和7年度は、SC、SSW(要請)
- ・対応時は、校長が指名する職員(担任、部活動顧問等)もこれに加える。
- ・重大事態と校長が判断した場合は、必要に応じて社会福祉士、社会福祉主事を入れる。また、場合によっては、東部児童相談所、伊東警察などの力も借りる。
- ・市教委との連携も踏まえて、早期に指導主事の協力を得る。

3 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

① 道徳教育等の推進 **【いじめ防止対策推進法 第15条-1】**

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

・道徳年間計画

思いやり、節度ある生活態度、自尊感情、男女の人格尊重

・携帯やネットに対しての対策

携帯安全指導、情報モラル学習(各学期末1回)

②子どもの自主的活動の場の設定 **【いじめ防止対策推進法 第15条-2】**

学級活動や生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論する等の機会を設ける。また、安心できる居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認めあえる人間関係・学校風土を生徒自らがつくり出していくようにする。

- ・必要な場合は、学級会や生徒総会の議題としていじめを取り上げる。
- ・宇中祭(体育の部、文化の部)で、生徒の実行委員会を中心とした生徒主体の活動を実施する。
- ・地域のボランティア活動への積極的な参加を奨励する。
宇佐美フェス、ふるさとふれあい祭り、各地区祭典(10月)
- ・令和7年度は、第2・第4木曜日に「自治タイム」を設け、生徒会活動等における自治活動の活性化を図る。

③保護者や地域への啓発 **【いじめ防止対策推進法 第15条-2】**

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発する。

- ・学校だより(毎月1回発行)、学年だより
- ・教職員相談員の周知(学校便り、掲示物等)
- ・PTA総会(4月中旬予定)
- ・希望面談(4月下旬)
- ・学級懇談会(4月中旬、11月中旬、2月初旬)
- ・教育相談(7月中旬・4日間、12月中旬・4日間)
- ・学校ホームページへの「学校いじめ防止基本方針」の掲載

○また、いじめなどで学校以外にも相談したいときの窓口として伊東市教育相談室
0557-37-7476 等をたよりに掲載して、保護者に伝える。

④配慮を要する子どもへの支援 **【障がい者差別解消法 第5条】**

学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

- *毎週開催される、生徒指導部会の中で、配慮を必要とする生徒について複数の教員の視点から必要な支援を話し合う。

⑤教職員の資質向上 **【いじめ防止対策推進法 第18条-2】**

教職員に対し、事例検討等の研修を計画的に行う。

- ・生徒指導委員会(いじめ防止対策委員会)にて、SC等からの講習

- ・職員会議にて、生徒指導主事からの伝達講習や事例検討会の実施

*** 7月31日（木）職員会議内で研修を行う。**

- ・いじめ防止関係の講習会や研修会等への積極的な参加
- ・確かな学力をつけるための校内研修の実施(自己有用感)
- ・研修に沿った授業づくりを意識する(準備、時間、ノート、学習課題)

(2) いじめの早期発見・早期対応

①子どもの実態把握 【いじめ防止対策推進法 第16条-1】

生徒が発する小さなサインや変化を見逃すことのないように日頃から丁寧な生徒理解に努める。また、子どもに対する日常的な観察を基盤に、教師間の情報交換を行う。

- ・生徒指導委員会(いじめ防止対策委員会)にて、人間関係を含めた細かな変化や生活行動を共有する。

※各学年からの報告の中で、いじめにつながる行動も必ず含める。

- ・字中ノートの日記の活用(毎日)→必ず目を通しコメントをする。
- ・日頃の生徒の様子をきめ細かく観察(朝、昼休み等)

②アンケート等による取組の改善 【いじめ防止対策推進法第 16条-1】

実態把握に向けた、定期的なアンケート調査等を行う。

- ・生徒にいじめ相談アンケート実施(5月、9月、2月)
 - ・生徒相談週間の活用(5月下旬～6月上旬、10～下旬～11月中旬)
- (必要に応じて、担任以外の教員との生徒相談を希望できるよう記載欄を設定)

- ・日頃の生徒の様子をきめ細かく観察(朝、昼休み等)

→ 学年部教員だけでなく、学年を取り払った学校全体での見取り。

- ・人間関係効果測定の実施(年に4回)
- ・教職員間の情報交換、報連相(気づいたらすぐに)
- ・人間関係づくりプログラムを年に2回行う。

学校生活アンケートより (令和6年度生活アンケート2学期より)

- ・楽しい学校生活を送っている **【94.1%】**
- ・相手を思いやって行動できる **【95.6%】**
- ・自分の思いや考えを周りの人に伝える **【83.8%】**
- ・心配事や悩み事がない **【58.1%】** など

上記のようなアンケートの内容を、前年度や前学期のものとは比べて大きく変更している内容などをピックアップし、教育活動に生かしていく。

宇佐美中 いじめアンケート処理について

本校のいじめアンケートは記名式である。しかし、アンケートを書くのは必ず各家庭で書くようにする。他の子どもの目がある中で書きたい内容を書けなくなることを防ぐためである。また、封筒を各自に渡し、提出する際に中身が他の子どもから見られないように配慮する。

アンケートの処理については、封筒で提出されたアンケートに必ず目を通し、設けられているアンケート期間が終わり次第生徒指導主事に提出する。生徒指導主事は、全アンケートに目を通し、ファイル（年度毎に作成）に全て保管する。ファイルは5年間保存する。

③相談体制の整備 **【いじめ防止対策推進法 第16条-2】**

生徒や保護者に対し、いじめ被害を相談できる各種窓口を周知する。

教育相談、いじめ相談等を定期的に行い、相談しやすい体制をつくる。

- ・スクールカウンセラーの勤務日の周知、相談室の活用、カウンセリング実施。
- ・便り等によるいじめの相談窓口の紹介や教室掲示
- ・外部の相談窓口の周知(教室掲示等)

*長期休業に入る際に配付する学校からの便りにも相談窓口のダイヤルを提示する。

④学校のいじめに対する措置 **【いじめ防止対策推進法 第23条-1~6】**

いじめの事案が発生した場合は、適切かつ迅速な対処ができることをめざして、組織的に業務を遂行する。一方的、一面的な解釈で対処せず、プライバシーを守ること、迅速に保護者、関係機関等に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされるようにする。

- ・すぐに対応する。スピード感をもって対応する。
- ・初期対応を「確実に」「丁寧に」「組織を挙げて」複数で行う。
- ・必ずメモをとり、記録を残す。→職員間で回覧などの周知を行う。

生徒から、保護者から、地域から、教員から、その他

↓

いじめに関する情報

↓ ・管理職、生徒指導主事に報告

↓ ・関係職員が中心となり、迅速に5W1Hを明確にした事実の確認と情報収集をする。

生徒指導委員会にて、いじめとして対応すべきか判断

↓ ・客観的な事実関係より、いじめ防止対策委員会を設置するか判断

↓ ・いじめと認知しない場合、子どもの様子を経過観察する。

(被害生徒の訴えがある限りいじめとして捉える)

いじめ防止対策委員会の設置

↓ ・事実関係の詳細を速やかに調査、分析し、指導の方向性を決定

↓ ・市教委へ報告 ・校長の判断により、関係機関との連携、通報

子どもへの支援・指導、保護者との連携

↓ ・被害生徒のケア ・加害生徒への指導 ・周囲の生徒への指導

↓ ・加害保護者への助言・被害保護者への報告と支援(家庭訪問)

*必要であればソーシャルスキルトレーニングを行う

↓ ・全教職員へ、事実関係、指導の経過、今後の対応等の共通理解を図る。

いじめの再発防止

・被害者への継続的支援

・すべての生徒に自分の問題として捉えさせ、許さない、傍観者にならない、相談できる勇気を育てる。

どうしようと迷ったらまず

★ I : 職員がいじめに関する情報を得た場合には、生徒指導担当に報告する。

II : 報告を受けた生徒指導担当は、校長と教頭に報告内容を伝える。

上記の I、II を確実に行う

第4 重大事態への対処

1 重大事態のケース【いじめ防止対策推進法 第28条-1】

重大事態とは、次のような場合を言う。

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 等
- ・子どもが自殺または死をほめた場合 ⇒ 企図でなくても

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはしない。

★重大事態かどうかの判断は、情報が生徒指導主事から校長、教頭に伝わった時点で、即時「いじめ防止対策委員会」を設置し、委員会内で決定する。*ただし、緊急性がある場合は即時校長が決定する。

*重大事態を職員間で確実に共通理解をするために、4月初旬の職員会議でいじめの定義、重大事案にあたる内容、いじめ事案の対応について、を学校いじめ防止基本方針に沿って、生徒指導主事から伝える。

2 重大事態についての調査 **【いじめ防止対策推進法 第28条-2】**

重大事態が発生した場合には、学校は市教委に報告し、市教委の判断のもと、速やかに市教委又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

3 情報の提供 **【いじめ防止対策推進法 第28条-3】**

市教委又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要ある。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、市教委と学校は十分な連携を図った上で対応する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、C R Tの助言を受けながら、慎重に対応する。

※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を踏まえた報道に配慮するなど、報道の在り方に特段の注意（倫理観を持った取材等）を報道機関に要請する。